

岩手県告示第756号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
紫波中央眼科	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地3オガールプラザ東棟1階及び2階	平成26年8月31日
リリーフ薬局	釜石市鶴住居町第5地割29番地4	平成26年9月1日
つくし薬局オガール紫波店	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地3オガールプラザ東棟2階	〃